

事務所通信



Vol. 2 2013.6.3 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

後見人は自由にやめられないって本当？

はい、本当です。

後見人を辞任するには、正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て初めて辞任できることになっています。

正当な理由とは、

- ①病気や怪我などによって、後見人の職務を継続できない。
 - ②高齢となり、後見人の職務を継続できない。
 - ③ご本人より繰り返し暴力があり、後見人の職務を継続できない。
- などが挙げられます。

面倒になった、当初考えていた目的（不動産などの処分など）が終わったなどの理由では辞めることはできません。

後見人は原則として、ご本人が精神上の障がい等から回復し判断能力を取り戻すか、亡くなるまで後見人の職務を担うこととなります。

相談会でも、「とりあえず身内である私が後見人になろうと思っている」とか「周りにだれもないから友達である私が後見人になろうと思っている」とおっしゃる方もおられますが、私は「それなりの“覚悟”が必要です」とお伝えしております。

成年後見制度はあくまでご本人の権利保護のための制度となっておりますので、最後まで責任を果たす覚悟で後見人に就くことが大切です。

成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部
平日 13:00～16:00 まで ☎0120-874-780

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部
平日 9:30～17:00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

編集後記

春紅葉というのはご存じでしょうか。

新緑の時期に、短い期間だけおきます。光合成を本格的に始めるまで葉緑素がまだ不十分で、本来の色素の赤色や黄色が見えてしまう現象だそうです。

連休中に米原市にある三島池で、桜と紅葉が並んで見られました。

共にやや見ごろを過ぎたあたりでしたが、花見と紅葉狩りを一度に楽しむことができました。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

